

マネージメント・レター No.268雇用促進税制が新設されました

平成 23 年度税制改正により、新たに雇用促進税制が創設されました。雇用を増やした企業に対する税制優遇制度となっています。23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの期間内に始まるいずれかの事業年度において、一定の要件を満たす企業に対して雇用増加者一人当たり 20 万円の税額控除ができることとなりました。（注：当期の法人税額（個人事業者は所得税額）の 10%（中小企業は 20%）が限度額となります。）要件等は以下の通り定められています。

- ・ 青色事業者であること
- ・ 適用年度とその前事業年度に、事業主都合による離職者がいないこと
- ・ 適用年度に雇用者（雇用保険一般被保険者）の数を 5 人以上（中小企業の場合は 2 人以上）かつ 10%以上増加させていること
- ・ 適用年度における給与等の支給額が比較給与等支給額以上であること ※
- ・ 風俗営業等を営む事業主ではないこと

※ 比較給与等支給額＝前事業年度の給与等の支給額+前事業年度給与等の支給額×雇用増加割合×30%

<手続きの流れ>

事業年度開始後 2 ヶ月以内に目標の雇用増加数などを記載した雇用促進計画を作成し、ハローワークへ提出します。その後、事業年度終了後 2 ヶ月以内（個人事業主については 3 月 15 日まで）にハローワークで雇用促進計画の達成状況の確認を依頼し、確認を受けた雇用促進計画の写しを確定申告書等に添付して、税務署に申告します。返送まで約 2・3 週間を要しますので早めに依頼しましょう。仮に計画を達成できなくてもペナルティがあるわけでもありませんし、結果増加していたとしても、そもそも計画を出していなければ適用を受けることができませんので、計画の提出を検討されてはいかがでしょうか。詳しくは、監査担当者へお聞きください。

 **今月のワンポイント** 

もう既に保険料控除証明書など年末調整に必要な書類がお手元に届いている方もいると思われます。国税庁サイトにも「平成 23 年度年末調整の仕方」など年末調整に関するパンフレットや手引きが公開されています。ご確認ください。